

令和3年9月1日

各関係団体の皆様へ

鹿児島県くらし保健福祉部  
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和3年度介護員養成研修費用助成事業の実施について

時下ますます御清祥のことお喜び申し上げます。

さて、県では、介護人材の確保及び地域における介護サービスの質・量の向上を目的とした介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）に係る受講料負担額に対する助成について、昨年度に引き続き実施することになりましたので、御案内いたします。

当該事業は、介護員養成研修の受講料を事業者が負担した場合において、受講料の半額（上限あり）を対象に補助するものとなっております。具体的な要件及び申請方法等については、県のホームページに掲載しておりますので、会員等への案内・周知について、よろしくお願いいたします。

○県ホームページ掲載場所

県ホームページトップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 介護人材確保に向けた取組 > 令和3年度介護員養成研修費用助成事業の実施について  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/shoninsyahojoyo.html>

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県高齢者生き生き推進課  
介護保険室事業者指導係 島中

TEL 099-286-2687（直通）

FAX 099-286-5554

E-mail k-jigyoo@pref.kagoshima.lg.jp

## 鹿 児 島 県

## 令和3年度介護員養成研修費用助成について

介護事業所に就労している介護職員（非常勤を含む）を対象に、介護員養成研修を受講するために必要な受講料を雇用主である事業所が負担した場合に、その費用に対して県が助成します。

## 補助対象事業者

- ① 県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業を運営する法人等
  - ② 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームを運営する事業を運営する法人等
- ※ 基準上介護職員の配置が必要な介護サービスに限る。

## 補助対象経費及び補助額

従業者が介護員養成研修を受講するために必要な受講料を雇用主である介護事業者が負担した場合に、その費用の2分の1（上限あり）を補助します。

【対象費用】 事業者が直接研修機関に支払った受講料及びテキスト代

※令和4年3月までに研修を修了するとともに受講料の支払いが完了している必要があります。

## 介護員養成研修の対象

- ①介護職員初任者研修
- ②生活援助従事者研修

\*通学のほか通信を含む研修も対象となります。

具体的な要件及び申請方法など詳細については、県ホームページをご覧ください。

- 県HPトップ〉健康・福祉〉高齢者・介護保険〉介護人材確保に向けた取組〉令和3年度介護員養成研修費用助成事業の実施について

## ＜問い合わせ先＞

〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県高齢者生き生き推進課  
介護保険室事業者指導係  
TEL 099-286-2687（直通）  
FAX 099-286-5554  
E-mail k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp